

総合計画審議会運営規程の一部を改正する規程  
 総合計画審議会運営規程（昭和48年8月30日施行）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>第1条（略）</p> <p>（審議会の招集等）</p> <p>第2条 審議会の招集は、会長が開催の日時及び場所並びに議事事項を示して、審議会開催の5日前までに委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合及び第5条に規定する書面決議をする場合はこの限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>（会議の特例）</u></p> <p>第4条 会長は、必要があると認めるときは、<u>審議会をインターネットを通じた音声及び映像による会議とすることができる。</u></p> <p><u>（書面による議決）</u></p> <p>第5条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開催することが困難な場合においては、<u>議事事項を記載した書面を委員に送付し、当該議事事項に関し、意見を徴し又は可否を問い、その結果（可否が同数のときは、議長が決するところによる。）をもって、審議会の議決とすることができる。</u></p> <p>第6条～第9条（略）</p> | <p>第1条（略）</p> <p>（審議会の招集等）</p> <p>第2条 審議会の招集は、会長が開催の日時及び場所並びに議事事項を示して、審議会開催の5日前までに委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合_____はこの限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>第4条～第7条（略）</p> |

附 則

この規程は、令和2年7月13日から施行する。

## 総合計画審議会運営規程（改正後）

（趣旨）

第1条 この規程は総合計画審議会条例（昭和46年宮城県条例第2号）第7条の規定に基づき、総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の招集等）

第2条 審議会の招集は、会長が開催の日時及び場所並びに議事事項を示して、審議会開催の5日前までに委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合及び第5条に規定する書面決議をする場合はこの限りでない。

2 委員は病気その他の理由により審議会に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

（審議会の議事録）

第3条 審議会の会議については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席した委員及び欠席した委員の氏名
- 三 説明等のため出席した者の氏名
- 四 諸報告の概要
- 五 議事の概要
- 六 その他会議において必要と認める事項

（会議の特例）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会をインターネットを通じた音声及び映像による会議とすることができる。

（書面による議決）

第5条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開催することが困難な場合においては、議事事項を記載した書面を委員に送付し、当該議事事項に関し、意見を徴し又は可否を問い、その結果（可否が同数のときは、議長の決するところによる。）をもって、審議会の議決とすることができる。

（部会）

第6条 部会の招集は、部会長が、会長の承認を得て、第2条第1項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、病気その他の理由により部会に出席することができない委員について準用する。

第7条 部会の運営については、前条に定めるもののほか、審議会の例に準ずるものとする。

2 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。

3 関係部会は、前項の規定により付議された事項について調査審議を終了したときは、すみやかに議事録を添えて報告書を会長に提出するものとする。

（合同部会）

第8条 部会長は、調査審議のため必要があるときは他の部会長と協議し、会長の承認を得て合同部会を開くことができる。

2 合同部会に合同部会長を置き、関係部会長の互選又は協議によって定める。

3 合同部会の運営については、前2項に定めるもののほか、部会の例に準ずるものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月13日から施行する